政令第三十六号

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）別表第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

覚せい剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

三　二・六―ジアミノ―N―（一―フェニルプロパン―二―イル）ヘキサンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十七号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成三十年二月二十八日」を「平成三十年五月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　河野　太郎
防衛大臣　小野寺五典

告　示

○国家公安委員会告示第六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議から代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十一日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

一　公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議の代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　日高　清晴

(二)　変更後の代表者の氏名　田場　広志

二　変更を行った年月日　平成二十九年七月一日

○外務省告示第四十四号

平成三十年二月六日にネーピードーで、ダウェイ総合病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ダウェイ総合病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十六億六千五百万円

3　贈与の供与期限　平成四十年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　**樋口**建史在ミャンマー大使
ミャンマー側　セッ・アウン計画・財務副大臣

平成三十年二月二十一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第四十五号

平成三十年二月六日にネーピードーで、電力供給緊急改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　電力供給緊急改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二十五億円

3　署名者

日　本　側　**樋口**建史在ミャンマー大使
ミャンマー側　セッ・アウン計画・財務副大臣

平成三十年二月二十一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第四十六号

平成三十年二月六日にニューヨークで、シリア・アラブ共和国におけるアレッポ人道的復旧及び強靭性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　アレッポ人道的復旧及び強靭性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億五千二百万円

3　署名者

日　本　側　別所浩郎国際連合日本政府代表部大使
国際連合開発計画側　ムラッド・ワフバ総裁補兼アラブ局長

平成三十年二月二十一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第四十七号

平成三十年二月七日にマセルで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がレソト王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億六千万円

3　署名者

日　本　側　川口周一郎在レソト公使参事官
レソト側　ハレボノエ・セツァビ外務・国際関係副大臣

平成三十年二月二十一日

外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十一日

農林水産大臣　**齋**藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成十三年八月二十日農林水産省告示第千八十五号

二　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに益田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十一日

農林水産大臣　**齋**藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成八年八月九日農林水産省告示第千三百五号